



流氷の中を行く日新丸

CONTENTS

平成29年度『新南極海鯨類科学調査(NEWREP-A)』の結果について	2
	資源管理部 国際課
水産加工資金法の改正について	4
	漁政部 加工流通課
平成30年3月分のプレスリリース	8

平成 29 年度『新南極海鯨類科学調査 (NEWREP-A)』の結果について

資源管理部 国際課

1. はじめに

3月31日、第3回目となる新南極海鯨類科学調査 (NEWREP-A) を終えた、日新丸をはじめとする調査船団が、下関港に帰港しました。

NEWREP-A は、平成 26 年 (2014 年) 3 月の国際司法裁判所 (ICJ) の判決を踏まえ策定され、国際捕鯨委員会 (IWC) で定められた所定の手続きを経て最終化されました。そして、平成 27 年度 (2015 年度) から、一般財団法人日本鯨類研究所が、農林水産大臣の許可を受けて実施しています。

NEWREP-A は 12 年間の科学調査計画であり、南極海のクロミンククジラの捕獲枠算出に必要な生物学的情報の高精度化や南極海生態系の構造解明を目的にしています。その目的達成のため、毎年クロミンククジラ 333 頭を捕獲するほか、目視調査等の非致命的調査や餌生物調査を実施することとなっています。

2. 平成 29 年度の調査の概要

平成 29 年 (2017 年) 11 月 9 日から平成 30 年 (2018 年) 3 月 31 日の 143 日間にわたり、日新丸 (調査母船)、勇新丸・第二勇新丸・第三勇新丸 (目視採集船)、第七開洋丸 (目視専門船) の 5 隻の調査船を用いて実施しました。

今回の調査では、目標捕獲頭数の 333 個体のクロミンククジラを捕獲しました。捕獲した個体からは、生物学的及び生態学的情報を明らかにするため、性の判別のほか、年齢査定に必要な耳垢栓と水晶体、栄養状態の判定に必要な脂皮、繁殖情報を得るための生殖腺、餌生物種の情報を得るための胃内容物やその他の分析用組織標本を収集しています。その結果、捕獲時の分析として、雄は 152 個体、雌は 181 個体で、雄は 59.9%、雌は 70.7% の割合で成熟しており、妊娠率などから、本種の繁殖状況が健全であることを確認できました。

NEWREP-A では、致命的調査に加え、非致命的調査手法の拡充が図られています。今回の調査では、クロミンククジラのバイオプシー (体表面組織) 標本の採集実験や、衛星標識装着実験を実施しました。衛星標識実験ではクロミンククジラ 12 個体へ標識を装着し、1 か月以上にわたる位置情報の受信に成功しています。

目視調査からは、シロナガスクジラをはじめ、クロミンククジラ、ナガスクジラ、ザトウクジラの複数鯨種が同一海域を摂餌海域として利用していることが示され、さらに、既に資源の回復傾向が確認されているザトウクジラに加えて、ナガスクジラにも資源回復の傾向が認められることが判明しました。

3. 妨害行為

我が国の鯨類科学調査に対して、これまでグリーン・ピースやシー・シェパードといった環境保護団体が暴力的な妨害行為を度々繰り広げてきました。このような妨害行為は、我が国調査船団とその乗組員の生命・財産を脅かす危険な行為であって、断じて許されるものではありません。水産庁は、関係省庁と連携の下、安全対策を講じてきました。

昨年 8 月、シー・シェパードの創設者であるポール・ワトソンは、今回の南極海における調査の妨害を中止する旨を表明しました。そして実際に、シー・シェパード等が船舶を南極海に派遣したとの情報はなく、妨害行為は行われませんでした。これは、これまで我が国が実施してきた安全対策の積み重ねが、一定の効果を上げたものと考えています。今回妨害行為もなく、科学調査に専念することができたことは、

計画に基づいた標本採集や非致死的研究の実施などの科学的側面においても、調査員や乗組員の心身の健康上においても、非常にポジティブな結果をもたらしたと言えます。

4. 結果の活用

今回の調査で得られたデータ及び標本は、今後、国内外の研究機関との共同研究により分析及び解析が行われ、鯨類資源に関する研究の進展に寄与することが期待されます。研究成果については、詳細をIWCの科学委員会で報告するとともに、関連学会などで発表していく予定です。



アデリーペンギン



アデリー岬



クロミンククジラ



バイオブシー採取実験



衛星標識装着実験



外部形態の測定



外部形態の写真撮影



鯨種を確認中の勇新丸

水産加工資金法の改正について

漁政部 加工流通課

去る平成30年3月31日に水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律（平成30年法律第9号）が公布・施行されましたので、その概要について御説明いたします。

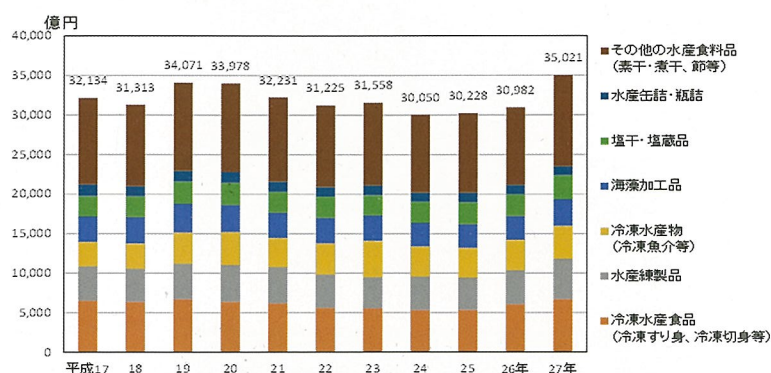
1 水産加工業の概要

水産加工業は、平成27年において、約3兆5千億円の出荷額（図1）があり、練製品、塩干品、缶詰等の多様な水産加工品を安定的に供給することで、国民の豊かな食生活の形成に貢献しています。また、食用魚介類の国内消費仕向量の65%が水産加工向けであり、漁業にとって最大の仕向先（図2）として、漁業経営の安定と水産資源の有効活用に寄与しています。水産加工業の全国約7千の事業所において約15万人の従業者を雇用し、地域経済の大きな柱となっています。

また、従業員300人未満の事業所が全体の99.7%、20人未満の事業所が72.5%（図3）と中小企業が大半を占めています。水産加工業者の半数以上が、売上高・利益率の低下、原材料確保、従業者確保の問題に直面していると回答している（図4）ほか、国内の水産物消費は減少しています（図5）。また、東日本大震災の被災地においては、水産加工品の販路が十分に回復していない状況にあります。

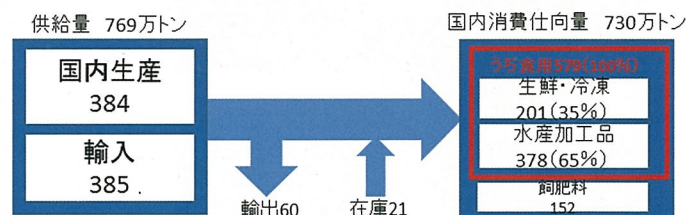
このような状況にはありますが、5年以内に設備投資を行う予定の水産加工業者が26.9%（図6）と、設備投資に意欲的な事業者が相当程度の割合を占めています。

図1 水産食料品製造業の業種別出荷額の推移



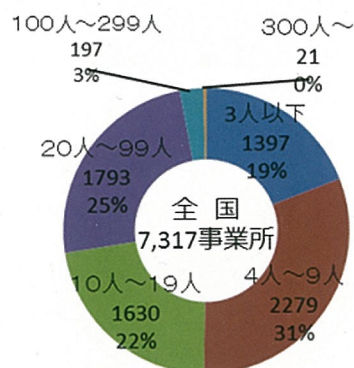
資料：経済産業省「工業統計表」（平成23年、27年以外の年）
総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（平成23年、27年）
注：従業者数4人以上の事業所の値

図2 魚介類の用途別仕向割合



資料：農林水産省「平成28年度食料需給表」（概算値）
注：「冷凍」は、加工又は調理をした後、凍結し、その状態のまま包装した冷凍食品以外のもの。
内訳量は千トン単位で四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

図3 水産食料品製造業の規模別割合



資料：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」（平成27年）

2 水産加工資金法の概要と実績

水産加工施設改良資金通臨時措置法(昭和52年法律第93号。以下「水産加工資金法」という。)に基づき株式会社日本政策金融公庫による長期低利融資の措置が講じられてきています。

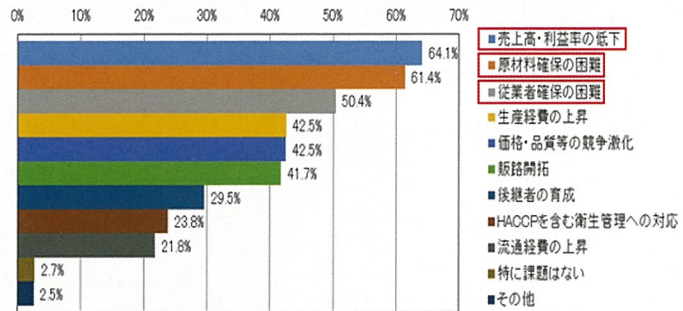
水産加工資金法は、外国政府による漁業水域の設定等に伴い、水産加工品の原材料の供給事情が著しく変化したことに対応するため、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けを行うことを目的として、昭和52年に、昭和58年3月31日までの限時法として制定されました。制定以降、5年間の限時法という枠組みの下、国際的な資源管理の強化や国内の漁業生産量の減少など水産加工業をめぐる外的要因に伴う情勢の変化を踏まえ、有効期限を迎えるごとに制度の必要性を確認し、所要の見直しを行った上で期限を延長してきました。

水産加工資金については、これまでの39年間の累計(昭和53年度～平成28年度)で、2,376件、2,796億円の貸付実績となっており、近年は年間約50件の新規貸付けがあります。本資金の貸付けを通じて、①水産加工品の製造・加工施設の改良等が行われ、新たな技術の導入や新製品の製造・開発等が促進されているほか、②特に最近では、東日本大震災の被災地における水産加工業者の経営再建のために活用されるなど、水産加工業の体質強化や被災地水産業の復興に貢献してきました。

3 法律改正の概要と貸付条件の見直し

水産加工資金法は、本年3月31日までの限定的な措置とされていましたが、今般、法律の有効期限を平成35年3月31日までの5年間延長いたしました。これにより、消費者ニーズに対応した新製品の製造・開発、省力化等の新たな技術・生産体制の導入や資源状況の良い魚種への原材料転換に伴う機器整備等、水産加工業者の皆様の取り組みを引き続き後押ししていけるものと期待しております。

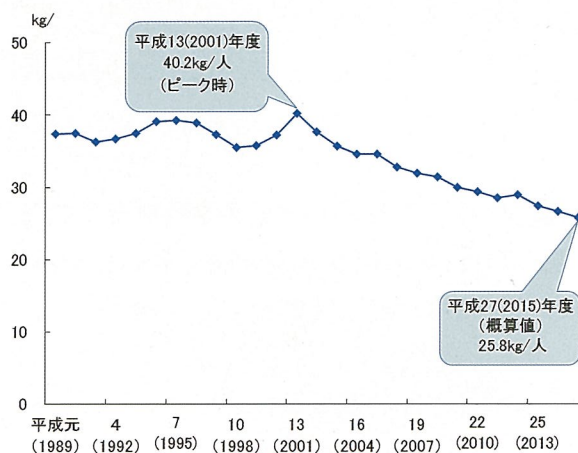
図4 水産加工業者が直面している課題(複数回答可)



資料：水産庁「平成28年度水産加工業経営実態調査」

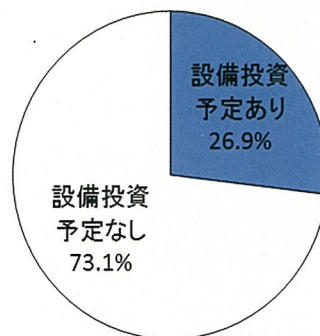
注：回答数を回答事業所数で除した数値

図5 食用魚介類の人口1人当たり消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

図6 5年以内の設備投資予定の有無の割合



資料：水産庁「平成28年度水産加工業経営実態調査」

また、法律改正に併せて、水産加工資金の融資の対象となる魚種等の見直しも行いました。具体的には、全国的に利用されている主要な魚種等（指定水産動植物）として「さめ」を追加指定したほか、都道府県別に見れば相当の生産量がある魚種等（未・低利用水産動植物）として、北海道及び宮城県の「ほや」等を追加指定しました。

（以下、下線部が見直した箇所）

【指定水産動植物】

あきさけ、あじ、いかなご、いわし、かつお、かれい、さば、さめ、さんま、すけとうだら、たい、ぶり、ほっけ、まぐろ、まだら、いか、たこ、かき、ほたてがい及び海藻類

【未・低利用水産動植物】

うばがい（北海道、青森県）、えい（北海道）、えそ（愛媛県、山口県）、おきあみ（岩手県、宮城県）、このしろ（千葉県、熊本県）、しいら（富山県、高知県）、とびうお（長崎県、鹿児島県）、にぎす（石川県）、にしん（北海道）、はたはた（秋田県、石川県、兵庫県、鳥取県）、ほや（北海道、宮城県）

4 最後に

水産加工資金は、水産加工業者の皆様が設備投資をお考えになる際の選択肢の一つとしてお考えいただけます。水産加工資金は、補助事業との併用も可能となっており、東日本大震災により被災した水産加工業者の皆様については、震災特例として、償還期限・据置期間の延長、実質無利子化等の措置が講じられています。御関心を持たれた際には、お気軽に株式会社日本政策金融公庫まで御相談ください。

また、消費者の皆様におかれましては、水産加工業者が提供する水産加工品について御賞味いただけましたら幸いです。

（参考）水産加工資金の融資対象等

■ 貸付対象施設等

水産加工業者又はこれらの者が組織する法人（中小企業者に限る。）が行う、次の施設整備等

- ① 食用水産加工品の製造・加工に係る業務の共同化や合併、原材料・製品の転換等
- ② 食用水産加工品の製造・加工に係る新製品・新技術の研究開発又は利用
- ③ 未・低利用水産動植物を原料とする食用水産加工品の製造・加工
- ④ 特定の部位を原料とする非食用水産加工品（飼料用の魚粉等）の製造・加工

■ 貸付条件等

1) 貸付限度額：貸付対象事業費の80%

2) 償還期限：10年超、15年以内、うち据置期間3年以内

（東日本大震災の被災者等については、18年以内、うち据置期間6年以内）

3) 貸付利率：毎月改定、平成30年4月18日現在で次のとおり（償還期限の長短により変動）

（一般利率）0.35～0.50%

（特別利率※）0.20～0.35%

- ※ 次のいずれかに限られ、かつ、上限は1.2億円まで
- ① TAC又はTAE魚種の小型魚を使用
 - ② 未利用部位の利用に必要な施設の改良等

お知らせ

東北水産加工業の復興へ 今年も水産加工品展示商談会が開催されます

今年の3月11日で、東日本大震災の発生から7年が経ちました。

震災により甚大な被害を受けた被災地の水産加工業は、懸命な努力により復旧・復興を図ってきましたが、現在も多くの水産加工業者が、製品製造再開までの間に失った販売経路を取り戻すことができません。

そこで、2015年から、被災地の水産加工業者と東北の海の幸を求めるバイヤーとを結びつける「東北復興水産加工品展示商談会」が開催されています。昨年は114社の水産加工業者が出展、2日間で延べ約5,700名の来場があり、多くの商談が成立しました。

今年も宮城県仙台市にて、6月12日・13日の2日間の日程で開催されます。青森県、岩手県、宮城県、福島県そして茨城県から、約140社の水産加工業者等が一堂に会し、自慢の商材をPRする予定です。

全国のバイヤーの皆さん、是非この機会に東北の水産加工品を手に取りに、お越しください。

詳しくは、東北復興水産加工品展示商談会2018のホームページをご覧ください。

<http://www.tohokusuisan.jp/>



開催決定！

「繋がる・繋げる」をテーマに
東北の水産加工品が一堂に集結！

**東北復興水産加工品
展示商談会2018**

**Tohoku Reconstruction
Fishery Products Exhibition 2018**

日時 2018年6月12日(火) ▶ 13日(水)

12日/10:30~17:00 13日/10:00~15:00

場所 仙台国際センター展示棟

仙台市地下鉄東西線 国際センター駅下車徒歩1分



「東北復興水産加工品展示商談会 2017」の展示商品

発表年月日	発表事項名	担当課
H30.3.2	水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第5回）の結果について	加工流通課
H30.3.7	「第35回 瀬戸内海広域漁業調整委員会」の開催及び一般傍聴について	管理課 瀬戸内海漁業調整事務所
H30.3.7	「第31回 日本海・九州西広域漁業調整委員会」の開催及び一般傍聴について	管理課
H30.3.7	「第28回 太平洋広域漁業調整委員会」の開催及び一般傍聴について	管理課
H30.3.16	齋藤農林水産大臣の国内出張について	整備課
H30.3.23	「漁業取締方針」の公表について	漁業取締本部
H30.3.28	海上における高速通信の普及に向けて（最終報告） －海上ブロードバンド対応関係省庁連絡会議－	管理課
H30.3.30	平成29年における国内のクロマグロ養殖実績について（速報値）	栽培養殖課 漁業調整課沿岸・遊漁室
H30.3.30	「日ロさけ・ます漁業交渉」の開催について	国際課
H30.3.30	信用事業再編強化法に基づき資本増強を行った宮城県漁協の信用事業強化計画等の履行状況について	水産経営課
H30.3.31	「平成29年度新南極海鯨類科学調査」の終了について	国際課捕鯨室

2018年3月発行の『漁政の窓 vol.153』に、下記の誤りがございました。

○6頁図6の左の写真（ヒラメ）

（誤）MLC認証を受けた常磐もののヒラメ

（正）MEL認証を受けた常磐もののヒラメ

○7頁の一番上の写真（マアナゴ）

（誤）同じくMLC認証を受けた常磐もののマアナゴ

（正）同じくMEL認証を受けた常磐もののマアナゴ

皆様に謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします。

編集後記 窓辺のカーテン

霞ヶ関周辺も木々の新緑が鮮やかになり、日差しも心地良い季節となりました。

ゴールデンウィークもあり、気分も華やかになります。連休中に旅行、休養などそれぞれに休みを十分に満喫して英気を養えたのではないのでしょうか。

「漁政の窓」では、今後とも皆様の声を大切に満足して頂けるように取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111（内線6505）

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

水産庁施策情報誌 **漁政の窓**

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>